

# 青森県報

第六百三十二号

令和五年  
七月五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

### 公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(健康福祉政策課) ……一

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二

○右 同……………( 同 ) ……三

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……四

### 教育委員会

○青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(学校施設課) ……五

### 正 誤

○令和五年三月三十一日号外第三十五号公安委員会中……………(交通企画課) ……七

## 告 示

### 青森県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から

障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年七月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社 SA株式会社 弘前市大字神田五丁目四の二二	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション 弘前市大字神田五丁目四の二二	令和五・六・三〇
社 SA株式会社 弘前市大字神田五丁目四の二二	ヘルパーステーション 弘前市大字神田五丁目四の二二	ヘルパーステーション 弘前市大字神田五丁目四の二二	〃

## 公 告

### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年七月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

#### 一 特定役務の名称及び数量

令和五年度青森県保健所業務DX化企画提案業務委託契約 一式

#### 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県健康福祉部健康福祉政策課  
青森市長島一丁目一の一

	三	契約の方法 随意契約
	四	契約の相手方を決定した日 令和五年六月十六日
	五	契約の相手方の名称及び住所 アクセンチュア株式会社 東京都港区赤坂一丁目八の一
	六	契約金額 三千九百五十万五千円
	七	随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
	八	契約の相手方を決定した手続 当該業務の委託先の選定にあたり企画提案を募集し、審査を行ったところ、アクセンチュア株式会社が委託先として選定されたため、随意契約を締結したものである。
	大規模小売店舗の変更の届出	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。  令和五年七月五日  青森県知事 宮 下 宗一郎
変 更 前	変 更 後	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ピアドゥ 八戸市沼館四丁目七の一・二外 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
		年月日 変更

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名		
	変 更 前	
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 山本哲也	株式会社くまざわ書店 東京都八王子市八日町一の一 代表取締役 熊沢真
変更なし	変更なし	変更なし
	変 更 後	
株式会社盛田 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋寿昭	株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 長嶋希吉
変更なし	変更なし	変更なし
		年月日 変更
株式会社ブラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 大島康広	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋寿昭	株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 長嶋希吉
変更なし	変更なし	変更なし
		年月日 変更
株式会社ブラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 新谷隼人	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋寿昭	株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 長嶋希吉
変更なし	変更なし	変更なし
		年月日 変更

株式会社クロックワークホールディングス 東京都杉並区西荻北二丁目二八の七 代表取締役 平野信之	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央	株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 齊藤己千郎	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	株式会社紅輪 神奈川県川崎市高津区二子三丁目三一の三 代表取締役 丸山伸一	株式会社アダストリア 茨城県水戸市泉町三丁目一の二七 代表取締役 福田三千男	ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三五 代表取締役 諸橋友良	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町一三三〇 ワン・ミュージックセンターラルターワン二五階・二六階 代表取締役 アン・ドレ・アーチャー・ジェイブス
変更なし	変更なし	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 川部将士	株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 阿部淳之輔	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町一三三〇 ワン・ミュージックセンターラルターワン二五階・二六階 代表取締役 リチャード・テイラー
		令和 五・三・一	平成 三六・四・三六						令和 四・六・三〇

株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の 代表取締役 小林辰夫	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の 代表取締役 上野善紀	四・四・一
--	--	-------

四 届出年月日

令和五年六月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年七月五日から同年十一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十一月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
(仮称)ケーズデンキ八戸白銀店 八戸市白銀町字右新井田道一の外	ケーズデンキ八戸白銀店 八戸市大字白銀町字右新井田道一 の外	令和 五・四・二〇 (名称) 五・三・三二 (所在地)

二 届出年月日

令和五年六月六日

三 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年七月五日から同年十一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

四 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年十一月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年七月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡大鰐町大字森山字上福田九三	田	五八三

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが事実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和五年一〇月	三年	一一、九〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年七月十九日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年七月五日

青森県教育委員会教育長職務代理人 野 澤 正 樹

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下）  
五百五十キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の

一のいずれかの規定により、開札の日までに物品の購入の契約についてAの等級

に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事

の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行

われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油

製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年七月二十六日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

ないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一  
青森県教育庁学校施設課財務グループ  
電話 〇一七―七三四―九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県教育庁学校施設課財務グループ  
電話 〇一七―七三四―九八七三

2 入札書の提出期限

令和五年八月十八日 午前十時五十五分

3 入札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一  
青森県庁西棟六階会議室

令和五年八月十八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札者決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1 Sulfur (wt%)  $\leq 0.1$ )  
550 kiloliter

2 Delivery period:  
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2024

3 Delivery place:  
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:  
10:55 a.m. August 18, 2023

5 Contact point for the notice:  
School Facility and Management Division,  
Aomori Prefecture Board of Education  
1-1-1  
Nagashima Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL: 017-734-9873

正

誤

令和五・三三 号外第三五号				発行年月日 番号
規公安委員会 則				区 分
第五号				番 号
五				ペ ー ジ
下				段
(改正前) 別記様式 第50号 (裏面)	(改正後) 別記様式 第50号 (裏面)	(改正前) 別記様式 第47号 (裏面)	(改正後) 別記様式 第47号 (裏面)	行
第119条の2の4第2項	第119条の2の2第2項	第119条の2の4第2項	第119条の2の2第2項	誤
第119条の2の2第2項	第119条の2の4第2項	第119条の2の2第2項	第119条の2の4第2項	正

交通企画課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭